

教職員・学習者表彰について

1. 表彰の対象者

○教職員表彰

専修学校各種学校の教職員としての勤務成績が優秀で、専修学校各種学校教育の発展向上に寄与した功績が著しく、規定の在職（勤続）期間を経過した者。

なお、在職期間につきましては、段階別区分（①5年以上、②10年以上、③15年以上、④20年以上、⑤25年以上、⑥30年以上、⑦特別表彰）がございます。

○学習者表彰

在学中の学業等に対する精励さが卓越し、かつ成績等が極めて優秀であると認められる者。

○その他必要とする表彰

専修学校各種学校の教職員、または学生生徒以外で、専修学校各種学校教育に携わり、表彰に値すると認められる者（都道府県協会等事務局職員、都道府県協会等や学校と長年取引のある業者、特別講演等の講師等）を対象としています。

○いずれの表彰も、表彰回数に定めはありません（何度表彰していただいても結構です。）

2. 手続方法

各都道府県協会等から送付される書類に従い、各都道府県協会等へお申込みください。

3. 受付期間

毎年1月中旬より2月中旬まで（各都道府県協会等の定める受付期間に従って、各都道府県協会等へお申込みください。）